2023年8月1日

新旧対照表（2023年9月1日付改定）

1，改定の対象となる規約等

LINE Cash 加盟店規約、LINE Money 出店規約

2，改定の概要

① 2023年9月より新しい種類の電子マネー残高として当社発行のLINE Payライトの取扱いを始める予定であることから、必要な改定を行います。なお、第三者型前払式支払手段の加盟店規約として共通性があることから、LINE Cash 加盟店規約に必要な改定を行い、LINE Cashに関わる条文を適用または準用する形式を基本としております。

② 2023年8月31日をもって当社におけるNaver Payの取り扱いを終了することに関連して、提携決済サービス特約を削除いたします。

③ 当社の親会社であるLINE株式会社が2023年10月1日をもってその親会社であるZホールディングス株式会社への吸収分割を実施する予定ですので、関連した改定を行います。

3，改定の内容

以下の新旧対照表のとおりです。

【LINE Cash 加盟店規約】

新	旧
第1条　適用範囲 1　本規約は、LINE Pay株式会社（以下「当社」といいます。）の発行するLINE Cashまたは LINE Pay ライトによって、対象商品の代金の支払いを受ける加盟店の取扱いについて定めるものです。加盟店は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいたうえで、LINE Cash または LINE Pay ライトによる対象商品の代金決済（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただくものとします。	第1条　適用範囲 1　本規約は、LINE Pay株式会社（以下「当社」といいます。）の発行するLINE Cashライトによって、対象商品の代金の支払いを受ける加盟店の取扱いについて定めるものです。加盟店は、本規約の内容を十分に理解し、本規約にご同意いただいたうえで、LINE Cashによる対象商品の代金決済（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただくものとします。
第2条　定義 3　「対象商品」とは、加盟店によって販売	第2条　定義 3　「対象商品」とは、加盟店によって販売

または提供される商品またはサービスのうち、加盟店が当社に届け出て、当社が LINE Cash または LINE Pay ライトを利用した決済を承認した商品またはサービスをいいます。	または提供される商品またはサービスのうち、加盟店が当社に届け出て、当社が LINE Cash を利用した決済を承認した商品またはサービスをいいます。
6 「LINE Cash アカウント」とは、当社所定の手続を経て開設される~~アカウントをいい、~~LINE Cash ~~のみ~~を保有することができるアカウントであって、LINE Pay アカウントの一部を構成するものをいいます。	6 「LINE Cash アカウント」とは、当社所定の手続を経て開設されるアカウントをいい、LINE Cash のみを保有することができるアカウントをいいます。
9 「LINE Pay ライト」とは、当社が発行する電子マネーのうち、LINE Pay アカウントにおいて保有され、LINE Pay アカウントの保有者が購買において使用することが可能な電子マネーをいいます。	※第 9 項から第 15 項は新設し、以降の項番を繰り下げています。
10 「LINE Pay ライト保有者」とは、LINE Pay アカウントにおいて LINE Pay ライトの残高を保有する者をいいます。	
11 「LINE Pay ライトサービス」とは、LINE Pay ライトによる対象商品の代金決済をいいます。	
12 「LINE Pay アカウント」とは、当社所定の手続を経て開設される LINE Pay サービスにおけるアカウントをいい、LINE Cash アカウントまたは LINE Money アカウントがその一部を構成します。	
13 「LINE Money」とは、当社が発行する電子マネーのうち、LINE Money アカウント保有者の LINE Money アカウントにおいて保有され、LINE Money アカウント保有者が購買における代金の支払に使用したり、他の利用者に対して譲渡したり、出金したりすることが可能な電子マネーをいいます。	
14 「LINE Money アカウント」とは、当社所定の手続（犯罪による収益の移転防止	

に関する法律に定める取引時確認の手続を含みますが、これに限りません。）を経て開設される、LINE Money を保有することができるアカウントであって、LINE Pay アカウントの一部を構成するものをいいます。 15　「LINE Money アカウント保有者」とは、LINE Money アカウントを保有する利用者をいいます。	
19　「当社グループ会社」とは、LINE 株式会社（但し、LINE 株式会社から Z ホールディングス株式会社への吸収分割実施後においては、当該吸収分割における吸収分割承継会社である LINE ヤフー株式会社（予定）をいいます。）ならびにその子会社および関連会社をいいます。	19　「当社グループ会社」とは、LINE 株式会社ならびにその子会社および関連会社をいいます。
第 7 条　加盟店としての遵守事項 2　加盟店は、加盟店サイト等（対象商品の販売または提供を含みます。）において次に掲げる行為を行ってはならないものとします。 (10)LINE Cash の譲渡を受ける行為（疑義を避けるために明確にすると、本規約に基づく決済として利用される場合は含まれない。）。	第 7 条　加盟店としての遵守事項 2　加盟店は、加盟店サイト等（対象商品の販売または提供を含みます。）において次に掲げる行為を行ってはならないものとします。 (10)LINE Cash の譲渡を受ける行為。
第 28 条 LINE Pay ライトによる決済が行われる場合の本規約の準用等 1　LINE Pay ライトによる対象商品の決済が行われる場合には、第 3 条から第 9 条まで及び第 11 条から前条までの規定は、LINE Pay ライトによる対象商品の決済が行われる場合にも適用または準用されるものとし、この場合において、「LINE Cash」、「LINE Cash サービス」、「LINE Cash アカウント」及び「LINE Cash アカウント保有	※新設

者」とあるのは、それぞれ、「LINE Pay ライト」、「LINE Pay ライトサービス」、「LINE Pay アカウント」及び「LINE Pay ライト保有者」と読み替えられるものとします。 2　LINE Cash アカウント保有者が前項の規定により読み替えられる第 4 条第 2 項の規定に基づき LINE Pay ライトでの支払いを指定した場合において、対象商品の代金額が当該 LINE Cash アカウント保有者が保有する LINE Pay ライトの残高に不足するときでも、当該不足する部分が当該 LINE Cash アカウント保有者が保有する LINE Cash の残高の範囲内である場合には、当該 LINE Cash アカウント保有者が LINE Pay アカウントにおいて保有する LINE Pay ライト残高をすべて差し引き、また当該 LINE Cash アカウント保有者が LINE Cash アカウントで保有する LINE Cash の残高から購入代金相当額の不足部分に相当する残高を差し引くことにより、当該代金の支払いがあったものとみなされるものとします。 3　第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する場合において、第 6 条第 5 項の規定は、「前項にかかわらず、LINE Pay ライト保有者と加盟店との間の対象商品の取引が当社所定の期間内に当社所定の方法によって取消または解除された場合に限り、当社は LINE Pay ライト保有者の LINE Cash アカウントまたは LINE Pay アカウントに第 28 条第 1 項の規定により読み替えて適用または準用される第 4 条第 2 項の規定若しくは第 28 条第 2 項または第 29 条の規定に基づき差し引いた LINE Cash または LINE Pay ライトを返還します。返還する LINE Cash または LINE Pay ライトの金額は当社所定の方法により計算された金額とします。当	

社は、当社所定の方法以外の方法によりLINE Cash またはLINE Pay ライトの返還を行う義務はありません。」と読み替えて適用するものとします。 4　第 1 項に規定する場合において、第 10 条の規定中、「第 6 条第 2 項に規定する決済合計額」とあるのは、「LINE Cash サービスについては第 6 条第 2 項、LINE Pay ライトサービスについては第 28 条第 1 項に基づく読み替え後の第 6 条第 2 項に規定する決済合計額を合算したもの」と読み替えて適用されるものとします。なお、加盟店と当社との間で別の合意を行う場合を除き、LINE Pay ライトによって代金決済がなされた金額に係る決済手数料は LINE Cash の決済手数料と同額とします。	
第 29 条 LINE Pay ライトおよび LINE Money での決済 1　LINE Money アカウント保有者が前条第 1 項に基づき適用または準用される第 4 条第 2 項の規定により LINE Pay ライトでの支払いを指定した場合において、対象商品の代金額が当該 LINE Money アカウント保有者が LINE Pay アカウントにおいて保有する LINE Pay ライトの残高に不足するときでも、当該不足する部分が当該 LINE Money アカウント保有者が保有する LINE Money の残高の範囲内である場合には、当該 LINE Money アカウント保有者が LINE Pay アカウントにおいて保有する LINE Pay ライト残高をすべて差し引き、また当該 LINE Money アカウント保有者が LINE Money アカウントで保有する LINE Money の残高から購入代金相当額の不足部分に相当する残高について LINE Money 出店規約	※新設

第 4 条第 2 項の規定に基づき同項に規定する送金依頼額として差し引くことにより、当該代金の支払い及び同項に規定する送金依頼があったものとみなされるものとします。 2　前項の規定に基づき LINE Money アカウント保有者が対象商品の代金の一部の支払いを LINE Pay ライトを用いて行ったとみなされた場合には、LINE Pay ライトを用いて支払われた対象商品の代金の支払いに関しては本規約が適用され、また、残部につき LINE Money を用いた決済が行われた場合には、当該残部の決済については LINE Money 出店規約が適用されるものとします。 （削除）	提携決済サービス特約 ［以下略］

【LINE Money 出店規約】

新	旧
第 2 条　定義 6　「LINE Money アカウント」とは、当社所定の手続（犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める取引時確認の手続を含みますが、これに限りません。）を経て開設される~~アカウントをいい~~、LINE Money ~~のみ~~を保有することができるアカウントであって、LINE Pay アカウントの一部を構成するものをいいます。 9　「LINE Pay アカウント」とは、当社所定の手続を経て開設される LINE Pay サービスにおけるアカウントをいい、LINE Cash アカウント（LINE Cash 加盟店規約に	6　「LINE Money アカウント」とは、当社所定の手続（犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める取引時確認の手続を含みますが、これに限りません。）を経て開設されるアカウントをいい、LINE Money のみを保有することができるアカウントをいいます。 ※新設

おいて定義されます。）またはLINE Money アカウントがその一部を構成します。 16　「当社グループ会社」とは、LINE株式会社（但し、LINE株式会社からZホールディングス株式会社への吸収分割実施後においては、当該吸収分割における吸収分割承継会社であるLINEヤフー株式会社（予定）をいいます。）ならびにその子会社および関連会社をいいます。 （削除）	15　「当社グループ会社」とは、LINE株式会社ならびにその子会社および関連会社をいいます。 提携決済サービス特約 ［以下略］

以上